|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1　従業者の員数人員基準等　自己点検シート　　　事業所名【　　　　　　　　　　　　】 | 指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は，次のとおりとなっているか。 | 平24条例47第153条第1項 | ※勤務表・職員名簿・雇用契約書・資格者証・就業規則・利用者数がわかる書類・運営規程 |  |
| 　(1)医師 | 　入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。 | 平24条例48第5条第1項第1号 | [ ] 適[ ] 否 |
| (2)生活相談員 | 　1以上となっているか。 | 平24条例47第153条第1項第2号 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | 　生活相談員は常勤であるか。　ただし，サテライト型居住施設にあっては，常勤換算方法で１以上とする。 | 平24条例47第153条第5項 | [ ] 適[ ] 否 |
| (3)介護職員又は看護職員 | 　常勤換算方法で，入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上となっているか。 | 平24条例47第153条第1項第3号 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | 　介護職員のうち，1以上は常勤の者であるか。 | 平24条例47第153条第6項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | 看護職員のうち，1以上は常勤の者であるか。　ただし，サテライト型居住施設にあっては，常勤換算方法で１以上とする。 | 平24条例47第153条第7項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
| (4)栄養士又は管理栄養士 | 1以上となっているか。　 | 平24条例47第153条第1項第4号 |  | [ ] 適[ ] 否 |
| (5)機能訓練指導員 | 1以上となっているか。 | 平24条例47第153条第1項第5号 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | 　機能訓練指導員は，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者としているか。 | 平24条例47第153条第9項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | 　この「訓練を行う能力を有する者」は，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者であるか。　ただし，入所者の日常生活やレクリエーション，行事等を通じて行う機能訓練指導については，当該施設の生活指導員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。 | ※平18基準解釈通知第3七2(5) |  | [ ] 適[ ] 否 |
| (6)介護支援専門員 | 　1以上となっているか。 | 平24条例47第153条第1項第6号 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | 　介護支援専門員は，常勤専従の者としているか。ただし，入所者の処遇に支障がない場合は，当該施設の他の職務に従事することができる　この場合，兼務を行う当該介護支援専門員の配置により，介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に，兼務を行う他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとする。 | 平24条例47第153条第11項※平18基準解釈通知第3七2(6) |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | 居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務を行っていないか。ただし，増員に係る非常勤の介護支援専門員については，この限りではない。 |  |  | [ ] 適[ ] 否 |
| (7)サテライト型居住施設の人員について | 　サテライト型居住施設の医師については，本体施設の医師によりサテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは，置かないことができる。 | 平24条例47第153条第4項 |  | [ ] 該当[ ] 非該当 |
|  | 　サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については，次の本体施設の場合，次の本体施設の職員によりサテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われるときは，置かないことができる。①指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設　　生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員②介護老人保健施設　　支援相談員，栄養士若しくは管理栄養士，理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員③病院　　栄養士若しくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）　④介護医療院栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員 | 平24条例47第153条第8項 |  | [ ] 該当[ ] 非該当 |
| 2　管理者による管理 | 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は，専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者となっているかただし，管理上支障がない場合は，同一敷地内にある他の事業所，施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は，管理者としての職務を除く。）に従事することができる。 | 平24条例47第168条又は第191条（第168条準用） |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | また，次の場合であって，管理業務に支障がないときは，他の職務を兼ねることができる。①当該施設の従業者としての職務に従事する場合②当該施設と同一敷地内にある他の事業所，施設等の管理者又は従業者であって，当該施設の管理業務に支障がないと認められる場合　③当該施設がサテライト型居住施設であって，本体施設の管理者または従業者としての職務（本体施設が病院又は診療所の場合は，管理者としての職務を除く。）に従事する場合 | 平18基準解釈通知第3七4(16) |  | [ ] 適[ ] 否 |
| 3　管理者の責務 | (1)　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所の管理者は，指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用の申込みに係る調整，業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 | 平24条例47第179条又は第191条(いずれも第60条の11準用) |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所の管理者は，当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所の従業者に，「平24条例47第7章第4節」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 |  |  | [ ] 適[ ] 否 |
| 4　勤務体制の確　　　保等 | 【従来型の場合】(1)　指定地域密着型介護老人福祉施設は，入所者に対し，適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供できるよう，従業者の勤務の体制を定めているか。具体的には，原則として月ごとの勤務表を作成し，従業者の日々の勤務時間，常勤・非常勤の別，介護職員及び看護職員等の配置，管理者との兼務関係等を明確にしているものを定めていること。 | 平24条例47第171条第1項平18基準解釈通知第3七4(19) | ・勤務表・職員名簿・雇用契約書・資格者証・就業規則・利用者数がわかる書類・運営規程 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)　 指定地域密着型介護老人福祉施設は，指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しているか。ただし，利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。 | 平24条例47第171条第2項 | ・業務委託契約書 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (3)　 指定地域密着型介護老人福祉施設は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。その際，指定地域密着型介護老人福祉施設は，全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 　※令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。 | 平24条例47第171条第3項 | ・研修受講修了　　証明書・研修計画 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (4)　 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 | 平24条例47第171条第4項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | 【ユニット型の場合】(1) 　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，入居者に対し，適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供できるよう，従業者の勤務の体制を定めているか。この体制を定めるに当たっては，継続性を重視したサービス提供に配慮するものとし，従業者が入居者状況を具体的に把握し，日常生活上の活動を適切に援助するために「馴染みの関係」が求められること。 | 平24条例47第189条第1項平18基準解釈通知第3七5(9) | ・勤務表・職員名簿・雇用契約書・資格者証・就業規則・利用者数がわかる書類・運営規程 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)　従業者の勤務の体制を定めるにあたっては，入居者が安心して日常生活を送ることができるよう，継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から，次に定める職員配置を行っているか。①　昼間については，ユニットごとに常時1以上の介護職員又は看護職員を配置しているか。　　②　夜間及び深夜については，2ユニットごとに1以上の介護職員又は看護職員を配置しているか。　　③　ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置しているか。ただし，当面はユニットケアリーダー研修を受講した従業者（以下「研修受講者」という）を2人以上（2ユニット以下の施設は1）配置し，研修受講者が配置されていないユニットでは，ユニットにおけるケアに責任を持つ従業者を決めることで足りる。　　　　この場合，研修受講者は，研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニット責任者に伝達するなど，当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となること。 | 平24条例47第189条第2項平18基準解釈通知第3の七5(9)② |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (3) 　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しているか。ただし，利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。 | 平24条例47第189条第3項 | ・業務委託契約書 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (4)　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。その際，ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 　　※令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。 | 平24条例47第189条第4項 | ・研修受講修了　　証明書・研修計画 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (5)　 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 | 平24条例47第189条第4項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
| 5　定員の遵守 | 【従来型の場合】指定地域密着型介護老人福祉施設は，入所定員及び居室定員を超えての入所提供を行っていないか。ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。 | 平24条例47第172条 | ・入所者名簿・運営規程 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | 【ユニット型の場合】　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設はユニットごとの入居定員及び居宅の定員を超えて入居させてはならない。ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りではない。 | 平24条例47第190条 |  | [ ] 適[ ] 否 |

※平24条例47：「福山市指定地域密着型サービスの人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例」

(平成24年条例第47号)

※平18基準解釈通知：「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」

(平成18年3月31日　老計発0331004号，老振発0331004号，老老発0331017号)